

秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付要綱

〔 令和4年4月1日 〕
〔 市長 決 裁 〕

（目的）

第1条 この要綱は、障がい者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主に対して、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、障がい者の雇用の拡大と定着を推進し、障がい者がいきいきと活躍できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を取得している者をいう。
- (2) 障がい者雇用率 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号。以下「令」という。)第9条に定める率をいう。
- (3) 増改築等 施設の機能を向上させるための増築、改築および改修をいう。
- (4) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定される要件に該当する会社（個人を除く。以下同じ。）又は同規模の法人をいう。
- (5) 大企業 前号以外の会社又は同規模の法人をいう。

（対象事業主）

第3条 補助金の交付の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 障がい者雇用率を達成していること又は新規雇用により達成する見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象

事業主としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下この号において同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていること。
- (2) 事業主又は事業主の役員等（経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であること。
- (3) 国、地方公共団体および令別表第2に規定する特殊法人であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者であること。
（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象事業主が雇用する障がい者（以下「対象障がい者」という。）の就労上の課題を克服し雇用継続に資するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 業務スペース、トイレ、更衣室、休憩室、その他の施設の増改築等
- (2) 職員駐車場、構内通路等の改修整備
- (3) 機器や備品の購入および改造

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に掲げる補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 下水道接続工事又は浄化槽設置工事に要する経費
- (2) 建物全体の解体撤去工事に要する経費
- (3) 予備として保管することとなる付属備品等の購入に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象とすることが適当でないと認める経費

3 第1項に掲げる補助対象事業は、補助金の交付の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度の4月1日から2月末日までの期間に完了するものとする。

4 補助対象経費には、消費税および地方消費税の額を含まないものとする。
（補助金の交付額等）

第5条 補助金の補助率および補助額は、次の表のとおりとする。ただし、国、県およびこれらに準ずる団体から同種の補助又は助成を受けて実施するものは対象外とする。

区分	補助率	補助上限額・申請回数	
		第4条第1項第1号、第2号に関するもの	第4条第1項第3号に関するもの
中小企業	補助対象経費の2分の1以内	50万円／年度1回	20万円／年度1回
大企業	補助対象経費の3分の1以内		

2 補助金の交付額の計算において千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

3 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。
（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業主は、申請日の属する年度の1月末日までに、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（第4条第1項第3号に係る補助金の交付の申請をする場合は、第7号から第9号に規定する書類を除く。）を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 雇用状況申告書および事業計画書（別紙1）

(2) 誓約書（別紙2）

(3) 法人登記事項証明書の写し

(4) 対象障がい者の障害者手帳等の写し

(5) 対象障がい者の雇用契約書又は採用内定通知書等の写し

(6) 補助対象経費がわかる見積内訳書等の写し

(7) 施工計画を示す図面等の写しおよび補助対象事業を行う土地、建物

の全景および施工箇所の着工前の写真

(8) 補助対象事業を行う土地および建物を所有している場合は、これを証する書面

(9) 補助対象事業を行う土地および建物を賃借している場合は、これを証する書類および補助対象事業を行うことについて賃貸人が同意していることを証する書類

(10) 納税証明書（市税に未納がない証明書）

(11) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助対象事業等の内容により、前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して30日以内に補助金の交付の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、交付を決定したときは秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容に変更があるとき、又は申請を取り下げるときは、速やかに秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して30日以内に変更の可否を決定し、当該申請を行った者に対して、変更を承認した場合にあっては秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、変更を承認しない場合にあっては秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした後において、事情の変更その他特別の事由により必要があると認めたときは、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、当該交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容を変更することができる。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、当該交付決定に係る補助対象事業が完了したときは、申請日の属する年度の2月末日までに秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の施工又は設置に関する写真
- (2) 補助対象事業の完了を証明する書類の写し
- (3) 補助対象経費の支払を証明する領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに補助対象事業の完了を確認し、その成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定させ、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、実績報告書を審査した結果、既に行った補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めたときは、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により、当該交付の決定の内容の変更について交付決定者に通知し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求および交付)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、秋田市障がい者雇用拡大支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の経理等)

第14条 交付決定者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の経理に係る帳簿は、現金出納簿、支払証書類その他必要と認める帳票類とする。

3 交付決定者は、経理関係帳簿等を含む事業関係書類を、実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第16条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の事業を調査させることができるものとする。

(努力義務等)

第17条 交付決定者は、障がい者が働きやすい職場づくりおよび障がい者雇用の拡大と定着に取り組むとともに、補助金により整備した施設等の適正な維持管理に努めるものとする。

2 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。